

ラトビアの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ラトビア共和国（ラトビア語では「Latvijas Republika」）（以下「ラトビア」という）は、バルト三国のうち中央に位置する共和制国家である。西はバルト海に面し、北はエストニア、東はロシア、南東はベラルーシ、南はリトアニアに接している。

ラトビアは、中世以降、ポーランド・リトアニア共和国及びスウェーデンの支配下にあつたが、18世紀には帝政ロシア領とされた。第1次世界大戦後、独立の気運が高まり、1918年に独立宣言を行ったが、独ソ不可侵条約の附属秘密議定書に基づき、1940年にソ連に編入され、「ラトビア・ソビエト社会主義共和国」となった。そして、1941年から1944年までの間、ナチス・ドイツに占領される等、悲哀と苦難に満ちた歴史を有する。第2次世界大戦後は再び、「ラトビア・ソビエト社会主義共和国」としてソ連の構成共和国となっていた²が、戦争による被害、国外逃避、ラトビア人のシベリアへの集団追放、ロシア系移民の大量流入等により、ラトビア人の比率が低下するとともに、ロシア系移民の比率が増大していった。

ソ連の崩壊を受けて、1991年に独立し、議会制民主主義国家として独自の道を歩み始めたラトビアは「欧洲への回帰」を目指し、2004年3月にはNATOに、また、同年5月にはEUに加盟した。さらに2007年には、ロシアとの間で国境画定条約を締結した³。石油のほとんどをロシアから輸入しており、ロシアへの経済的依存度は高いが、後述するとおり、最近のクロアチア情勢を受けて、ラトビアでは、ロシアへの警戒感が広がっている。

公用語はラトビア語であるが⁴、ラトビア語の使用率は約58%であるのに対し、ロシア語の使用率は約38%にのぼっている⁵。現在、ラトビアの居住者人口の約28%がロシア系住

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<http://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 米国をはじめとする世界の多くの国々は、バルト三国のソ連編入を法的には認めなかつた。

³ ロシア系住民が多いアブレネ地方は、1940年代にロシアに編入されたが、ラトビアは、1992年、当該編入を無効とする採決を行う等、両国間で対立が生じていた。

⁴ ラトビア語は、リトアニア語とともに、インド=ヨーロッパ語族の中でも、最もインド=ヨーロッパ祖語の古い特徴を残している言語であるが、ラトビア語の方がリトアニア語よりも、バルト海沿岸に住んでいたリーブ人のリーブ語の影響を受けて変化したといわれている（堀口大樹著『ニューエクスプレス ラトヴィア語』（白水社、2013年）8頁）。

⁵ 『データブック オブ・ザ・ワールド 2014年版』（二宮書店、2014年）382頁。

民である⁶が、とくにロシア系住民をはじめとする移民への市民権付与に関しては、困難な問題が生じている。即ち、ラトビアでは、1991年の独立後、1994年国籍法により、ソ連がラトビアに侵攻した「1940年6月17日」までにラトビア国籍を有していた者とその子孫及びその日以前にラトビアに居住していた者に限定して、ラトビアの国籍を認めることとした。その結果、旧ソ連時代にラトビアに移住してきた大量のロシア系住民は、当然には、ラトビア国籍は認められないこととなった。ラトビアは、このようなラトビア人以外の者に対しラトビア国籍を付与する条件（即ち、帰化の条件）として、5年以上の定住、ラトビア語の修得、憲法及び歴史についての知識、合法的な収入源等を要求した⁷。その結果、ラトビア語を話せないロシア系住民は、ラトビア国籍を得ることができず、無国籍者となった。このように、ラトビアは、「時間をソ連侵攻前まで巻き戻す」という政策を採ったことにより、国内に大量の無国籍者を生じさせたわけであるが、このような無国籍者の存在は、EU加盟にあたっても問題とされた。ラトビアは、早期にEU加盟を実現するため、国籍法を改正し、1991年の独立後にラトビアで出生した非市民の児童は、語学試験無しで自動的に帰化が認められることとした⁸。但し、現在でも、大量の無国籍者がラトビア国内に居住している。ラトビア人のロシアに対する警戒感・反感は根強く存在しており、とくに、最近のウクライナ情勢の動向に鑑み、ロシア系住民の多い地域を持つラトビアにおいても、警戒感が広がっている。しかし、他方、ラトビアは、事実上ロシア語話者が多いため、近時、西欧諸国のロシアへのゲートウェイとして注目されている⁹。

ラトビアはいわゆる大陸法主義・成文法主義を採っているが、ラトビアの法制度の特色として、2つのことを挙げることができる。一つの特色は、ラトビアの現行の法制度と、ソ連がラトビアに侵攻した「1940年6月17日」以前の法制度との間には、法的連續性があり、侵攻以前の憲法をはじめとする法制度は、今日のラトビアにおいても基本的に有効だと考えられていることである。言い換えると、ソ連がラトビアに侵攻し1940年に行った「編入」は違法であり、その後の社会主義の下での法制度は無効であり、法的には、「編入」より前のラトビアの国家的独立性は現在まで継続しているということである¹⁰。もう一つの特色は、ロシア・ソ連に対する強い警戒感と反感である。これら2つの特色は、現在のラトビアの法制度の様々な点に見受けられる。

ラトビアでは、1940年にソ連の構成国に組み入れられた後はソ連法が適用されたが、ソ連からの独立を果たした後は西欧諸国の法制度を参考に、西欧型の新たな法制度を構築し

⁶ 前掲『データブック オブ・ザ・ワールド 2014年版』382頁。

⁷ 河原祐馬著「ラトヴィアにおける市民権問題の現状と課題」（『愛媛法学会雑誌 26卷3・4号』（愛媛大学法学会、2000年）所収）147頁。

⁸ 河原・前掲書150頁。

⁹ なお、2012年に、ラトビアにおいて、ロシア語を第2公用語とする憲法改正を行うか否かについて国民投票が行われたが、賛成は約25%、反対は約75%という結果となり、否決された。

¹⁰ 河原・前掲書145頁。

てきた。とくに2004年のEU加盟に伴い、EU法の影響が強くなっている。ラトビアは、2014年1月1日よりユーロを導入している。ラトビアがユーロ導入に至るまでの過程において、緊縮財政と構造改革が断行され、その結果、経済の立て直しに成功したことは、マイナス成長から脱却できないギリシャ等とは対照的である。

II 憲法

ラトビア憲法典は1922年6月28日に制定された。前述したとおり、ソ連への「編入」は法的には無効であるとの考え方から、独立後のラトビアは、1922年憲法典を、法的には現在まで継続しているものとして、事実上復活させた。現行のラトビア憲法典は、全116条から成る。

1922年憲法典には、「国語」に関する規定が無かつたが、1998年改正により、ラトビア語を国語であるとする規定が追加された（4条）。国語に関しては、1999年、「ラトビア国語法」が採択され、2000年から施行されている。同法の制定過程においては、「公的領域」だけでなく、「私的領域」においても、ラトビア語の使用を義務付ける内容が含まれていたため、内外から強い批判を浴びていた。そこで、EUへの早期加盟を実現すべく、当該内容は修正され、同法の採択に至った¹¹。

表1：ラトビア憲法典の主な体系¹²

第1章 総則	第1条～第4条
第2章 国会	第5条～第34条
第3章 大統領	第35条～第54条
第4章 内閣	第55条～第63条
第5章 立法	第64条～第81条
第6章 裁判所	第82条～第86条
第7章 会計検査院	第87条～第88条
第8章 基本的人権	第89条～第116条

1 統治機構

ラトビアの国家権力は、「国会」、「大統領及び内閣」、「裁判所」によって行使されるものとされ、三権分立制が採用されている。

（1）国会

¹¹ 河原・前掲書152頁。

¹² ラトビア憲法典（2014年6月19日現在）の英訳は、例えば、ラトビアの国会の下記ウェブサイトに掲載されている。<http://www.saeima.lv/en/legislation/constitution>

ラトビアの国会（ラトビア語では「Saeima」）は、一院制が採られており、任期 4 年の 100 名の国会議員により構成される（5 条、10 条）。国会議員選挙は、10 月の第 1 土曜日に行われる（11 条）。

議長は、大統領、首相又は国会議員の 3 分の 1 以上の要求があるときは、国会を招集しなければならない（20 条）。国会の議事規則は、国会が定めるものとし、国会においてはラトビア語を用いる（21 条）。国会の議事は原則として公開しなければならないが、出席議員の 3 分の 2 以上の決議により、秘密会とすることができます（22 条）。国会議員の半分以上の出席があれば、国会を開会することができる（23 条）。国会における決議は、憲法に別段の定めがない限り、出席議員の多数決による（24 条）。国会は、国会議員の 3 分の 1 以上の要求があるときは、特定の事項に関する国会調査委員会を設置することができる（26 条）。

国会は、首相又は大臣に対し、要求・質問をすることができ、これらの者又は指名された政府職員は、答弁しなければならない（27 条前段）。

国会は、立法権を有する（64 条）。法案は、大統領、内閣、国会の委員会、5 人以上の国会議員、又は 10 分の 1 以上の有権者により、提出される（65 条）。毎年、各会計年度が開始するまでに、内閣が国会に予算案を提出し、国会は予算を議決しなければならない（66 条 1 項）。会計年度終了後、内閣は、予算支出の会計について国会の承認を得なければならぬ（66 条 3 項）。国会を通過した法案は、採択日から 10~21 日の間に、公布しなければならない（69 条前段）。法律は、別段の定めがない限り、公布日から 14 日以内に発効する（69 条後段）。大統領は、国会による法案の採択日から 10 日以内に、理由を付した書面要求を国会議長に提出することにより、法案の再考を求めることができる。国会が修正に応じない場合、大統領は再び異議を提出することはできない（71 条）。

（2）大統領

国会は、任期 4 年の大統領を選出する（35 条）。その際、51 人以上の国会議員の多数決により、秘密投票とすることができる（36 条）。40 歳以上の完全な市民権を持つ者には、大統領の被選挙人資格が認められる（37 条）。大統領と他の職の兼職は禁止されている。もし大統領が国会議員を兼ねている場合、国会議員を辞職しなければならない（38 条）。8 年以上連続して大統領の職に就くことはできない（39 条）。

大統領は、憲法上、様々な権限を有する。例えば、①国際関係において国家を代表し、ラトビアの外交使節を指名し、他国の外交使節を接受すること（41 条前段）、②国際条約の批准に関する国会の決議を実施すること（41 条後段）、③軍の最高司令官を指名すること（42 条）、④国会の決議に基づき、宣戦布告を行うこと（43 条）、⑤内閣の緊急会議を招集・主宰し、会議の議題を決定すること（46 条）、⑥法案を提出すること（47 条）、⑦国会の解散を提案すること（48 条前段）等である。なお、大統領が国会の解散を提案すると、国民投票（レファレンダム）が行われる。もし国民投票で過半数が解散に賛成した場合、国会は解散したものとみなされ、解散から 2 か月以内に新たな選挙が行われる（48 条後段）。もし国

民投票で過半数が解散に反対した場合、大統領は辞職したものとみなされ、国会は、残任期につき大統領の職にあたる新たな大統領を選出する（50条）。

国会は、国会議員の3分の2以上の多数決により、大統領の解任を決議することができる（51条）。

（3）内閣

内閣は、首相、及び首相により選任された大臣により構成される（55条）。また、内閣は、大統領により招聘された者により形成される（56条）。国家行政機構は、内閣の下に置かれる（58条）。

首相と大臣は、その職責を果たすため、国会の信任を得なければならない。もし国会が首相への不信任を表明した場合、内閣全体は辞職しなければならない。もし国会が個別の大臣への不信任を表明した場合、当該大臣は辞職しなければならず、首相は他の者を当該大臣の後任として招聘しなければならない（59条）。

（4）裁判所

ラトビアの裁判所には、最高裁判所、地域裁判所及び地方裁判所のほか、軍事裁判所の4種がある（82条）。裁判官は独立しており、法律にのみ従わなければならない（83条）。裁判官の指名は国会により確定されなければならず、当該確定は取り消すことができない（84条1文）。国会は、裁判官懲戒委員会の決議又は刑事事件の判決による場合にのみ、裁判官を解任することができる（84条2文）。

ラトビアでは、憲法裁判所も設置されている。憲法裁判所は、法律が憲法に適合しているか否かに関する案件を審理し、法律等の無効を宣告することができる。国会は、国会議員の5分の1以上の多数決に基づき、憲法裁判所の裁判官の指名を確定する（85条）。

（5）憲法改正

国会は、国会議員の3分の2以上が出席する3回の読会において、出席議員の3分の2以上の賛成により、憲法改正を行うことができる（76条）。憲法の1条、2条、3条、4条、6条及び77条を改正しようとするときは、法的効力を生じさせるためには、国民投票に付する必要がある（77条）。国民投票において、国民の半数以上の賛成を得た場合、採択されたものとみなされる（79条前段）。実際、1922年憲法は、ラトビアの1991年の独立以降、EU加盟に伴う改正等を含め、頻繁に改正されている。

2 人権

ラトビアの1922年憲法には、基本的人権に関する章は無かったが、1998年の改正により、「第8章 基本的人権」という章が追加された。

ラトビア憲法の中で特徴的な規定としては、例えば、以下のものが挙げられる。

- ① 全てのラトビア市民は、法律の定めに従い、国家及び地方の政府の職に就くことができる。地方政府は、ラトビア市民及びラトビアに永住する EU 市民により選出される。全てのラトビアに永住する EU 市民は、法律の定めに従い、地方の政府の職に就くことができるが、その際に使用する言語はラトビア語である（101 条）。
- ② 子どもの権利について明文規定が置かれている。とくに、国家は、障害のある子ども、親の保護を受けられず又は親から暴力を受けている子どもを保護しなければならないことが規定されている（110 条）。
- ③ 少数民族に属する者は、その言語及び民族的・文化的同一性を保持し発展させる権利を有することが規定されている（114 条）。

3 法令及び判決例

ラトビアの法体系は、憲法、国会により批准された条約、法律、法的効力のある内閣の政令、内閣のその他の命令、地方の条例等から構成される¹³。

ラトビアの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている。例えば、民法、商法等がある。ラトビアの裁判所による判決例については、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていない。

4 欧州連合（EU）の影響

ラトビアは「欧州への回帰」を目指し、2004 年 3 月にはNATO に、また、同年 5 月には EU に加盟した。2014 年 1 月 1 日よりユーロを導入している。ユーロ導入により、ラトビアでは、為替リスクの回避、国境を越える貿易の増大等のメリットが見込まれている。

III 民法

ラトビア民法典は、1937 年に、スイス及びドイツの民法典の影響を受けて制定された。ソ連による「編入」の時代を経て、1991 年の独立後は、再び、1937 年民法典が適用されている¹⁴。

ラトビア民法典の冒頭の「序」には、国際私法に関する規定が含まれている¹⁵。

ラトビア民法典は、善意取得に関する規定を有している。即ち、自由な意思により他人に動産を引き渡した所有権者は、当該動産を転得した第三者に対し、所有権の訴えを提起することはできないこととされている。また、取得時効の期間は比較的短い（動産の取得時効期

¹³ <http://www.llrx.com/features/latvia.htm>

¹⁴ 杉浦林太郎著「善意取得に関するヨーロッパ各国法制度の比較」（『法学研究論集 第 37 号』（明治大学大学院、2012 年）所収）293 頁。

¹⁵ これらの条文の和訳は、笠原俊宏著「ラトビア共和国民法典中の国際私法規定」（『東洋法学 第 56 卷第 3 号』（東洋大学法学会、2013 年）所収）171～177 頁。

間は1年)¹⁶。

表2：ラトビア民法典の主な体系¹⁷

序	1条～25条
第1編 家族法	26条～381条
第2編 相続法	382条～840条
第3編 財産法	841条～1400条
第4編 債務法	1401条～2400条

IV 商法

ラトビアでは、2000年に新しい商法が採択され、2002年1月1日より施行された。これは主にドイツ法の影響を受けたものである。

ラトビアに投資する外国企業の多くは、ラトビアに支店を開設するか又は子会社を設立することになる。支店は、外国企業の一部であり、独立した法人格を有しない。これに対し、子会社は、外国企業から独立した法人格を有するラトビア法人である。

表3：ラトビアで設立が認められている主な会社

名称	ラトビア語（略称）	説明
株式会社	Akciju Sabiedrība (A/S)	出資額を限度とする有限責任。比較的大規模な会社に適する。最低資本金額は35,000ユーロ。企業登記の際、最低資本金額以上、かつ資本金の25%以上の出資の履行が必要。残部の出資は、定款への署名後1年内に履行が必要。企業登記後は現物出資も可能。
有限会社	Sabiedrība ar Ierobežotu Atbildību (SIA)	出資額を限度とする有限責任。ラトビアで最も一般的な会社組織。最低資本金額は2,800ユーロ。企業登記の際、50%以上の出資の履行が必要。残部の出資は、企業登記後1年内に履行が必要。取締役は1人以上。

ラトビアの2000年商法によると、株式会社及び有限会社のいずれについても、出資者は出資額の限度で責任を負う。各種文書を登記所に提出する際は、ラトビア語で行わなければならぬ。もし文書が外国語で作成されている場合、その翻訳を作成し、公証を受けなければ

¹⁶ 杉浦・前掲書293頁。

¹⁷ ラトビア民法典の英訳は、例えば、下記ウェブサイトに掲載されている。

<http://unpan1.un.org/intradoc/groups/public/documents/UNTC/UNPAN018388.pdf>

ばならない。

ラトビアの会社は、①株主総会、②経営委員会、③監査委員会（有限会社の場合は、任意）の3種類の機関を要する。他にも株式会社と有限会社の違いはいろいろあるため、両者の相違点を考慮の上、どのような会社形態を選ぶかを決める必要がある。

V 民事訴訟法

ラトビアの民事訴訟事件を取り扱う裁判所には、最高裁判所（1か所）、地域裁判所（5か所）及び地方裁判所（34か所）の3種がある¹⁸。地方裁判所は、原則的な民事事件の第一審管轄裁判所である。地域裁判所は、法律で定められた一定の事件についての第一審を管轄するとともに、地方裁判所の下した第一審判決に対する控訴事件をも管轄する裁判所である。最高裁判所は、地域裁判所の下した第一審判決に対する控訴事件を管轄するとともに、地域裁判所の下した控訴審判決に対する上告事件を管轄する。

ラトビアでは、1918年から1940年までの間、1864年ロシア帝国裁判法が適用されていた。そして、1940年から1990年までの間は、社会主義型の民事訴訟法（とくに、1964年に新たに発効したソ連の民事訴訟法）が適用されていた。ソ連の民事訴訟法においては、裁判所が万能の権限を有するという極めて職権主義的色彩の強いものであった¹⁹。

ラトビアの独立後、上記のようなソ連型の民事訴訟法を改正する必要が生じた。ラトビアの民事訴訟法は、1998年10月14日に改正された²⁰。これは、例えば、以下の特徴を有する²¹。

- ① 訴訟促進義務が直接的には定められておらず、「当事者は、自己の訴訟上の権限と義務を濫用しない」という原則だけが定められている。そのため、訴訟引き伸ばしが可能となるおそれがある²²。
- ② 従来、ラトビア民事訴訟法には、欠席判決、時期に遅れた提出の却下という概念が定められていなかったが、2003年の改正により、ようやく認められるようになった。欠席判決は、被告が裁判所に答弁の申立てを行わず、且つ審理に出頭しなかった場合にのみ、言い渡される²³。
- ③ ラトビアでは、全ての審級において、審理の口頭主義が行われており、唯一の例外とし

¹⁸ 裁判所の数については、下記ウェブサイトを参照。

<http://www.attorneys-at-law.eu/news/index/161>

¹⁹ ヴィタタス・ネクロシウス著、安達栄司訳「バルト三国における民事訴訟改正の動向」（『立命館法学 326号』（立命館大学法学会、2009年）所収）406頁。

²⁰ ヴィタタス・前掲書407頁。

²¹ ヴィタタス・前掲書412頁。

²² ヴィタタス・前掲書412頁。

²³ ヴィタタス・前掲書426頁。

て書面手続が行われているのは、督促手続だけである²⁴。

④ ラトビアでは、控訴は無制限に行われ、裁判所は新しい証拠を全て取り調べる必要がある²⁵。

⑤ ラトビアでは、飛越（とびこし）上告という制度がある。これは、最高裁判所長官又は法務官（検察官）は、判決が控訴されていないときであっても、本案において重大な法律違反があるときは、控訴審を飛ばして上告を提起することができるというものである²⁶。

VI 刑事法

ラトビアの刑法は、2000年に制定され、その後も頻繁に改正されている²⁷。また、ラトビアの刑事訴訟法は、2005年に制定され、その後も頻繁に改正されている²⁸

刑法に関する最近の動向を1つ付け加えておく。ラトビアの国会は、2014年5月15日、ナチス・ドイツ及びソ連によるラトビア侵略を公的に否定することを犯罪とするため、刑法改正を可決した。これによると、当該犯罪を犯した者は、最長で5年の禁固刑に処される可能性がある。第2次世界大戦及びそれに引き続くソ連による支配の歴史は、ラトビアの人々にとって、決して忘れてはならないことなのである。

VII 参考資料

以上、ラトビア法の概要を簡単に紹介してきたが、ラトビア法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等ははるかに少ない。しかし、脚注に記載した日本語の文献・論文等が参考となろう。

英語による情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「Guide to Latvian Legal System and Legal Research」等が参考になる²⁹。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.42 No.11』（国際商事法研究所、2014年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第26回 ラトビア」）。

²⁴ ヴィタタス・前掲書417頁。

²⁵ ヴィタタス・前掲書428頁。

²⁶ ヴィタタス・前掲書430頁。

²⁷ ラトビア刑法の英訳は、例えば、下記ウェブサイトに掲載されている（2004年1月22日最終改正）。

<http://unpan1.un.org/intradoc/groups/public/documents/UNTC/UNPAN018405.pdf>

²⁸ ラトビア刑事訴訟法の英訳は、例えば、下記ウェブサイトに掲載されている（2010年10月21日最終改正）。

http://www.knab.gov.lv/uploads/eng/criminal_procedure_law.pdf

²⁹ http://www.nyulawglobal.org/globalex/Latvia_Legal_Research.htm



BLJ法律事務所

東京都千代田区永田町2丁目14番3号 東急不動産赤坂ビル 307号室 〒100-0014

TEL 03-3503-8061 FAX 03-3503-8062 URL www.bizlawjapan.com Email info@bizlawjapan.com

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。